

報酬

議長・副議長・常任委員長・議会運営委員長及び議員の報酬月額及び期末手当は以下のとおりです。

区 分	報酬月額	期末手当（６月）	期末手当（１２月）
議 長	235,000 円	230／100 月分	230／100 月分
副 議 長	190,000 円	230／100 月分	230／100 月分
委 員 長	175,000 円	230／100 月分	230／100 月分
議 員	165,000 円	230／100 月分	230／100 月分

報酬の減額

議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動及び議会活動ができなくなった旨の届出があった日から、再び議員活動ができる旨の届出が提出されるまでの期間の議員報酬は、下記の割合で減額されます。公務災害等による療養の場合は減額されません。

期 間	減額割合
届出た日から 90 日を超えたとき	20／100
届出た日から 180 日を超えたとき	30／100
届出た日から 365 日を超えたとき	50／100

費用弁償

議員が議会や委員会の招集に応じたとき、公務のため出張をしたときは、費用弁償として旅費が支給されます。

費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料などです。

鉄道賃 船賃 航空賃	車賃 （１Ｋｍ につき）	日 当 （１日につき）	宿 泊 料 （１泊につき）		
			町 内	町 外	道 外
路程に応じ て、旅客運 賃等により 支給する。	37 円	2,600 円	6,000 円	11,800 円	13,100 円

※ 50 km未満の隣接する町村へ日帰り旅行の場合の日当は支給していません。